

運転事故防止年間重点計画（2024年度）

年間抑止重点

- 重大事故の絶無および構内、駐車場での単独・バック事故の防止
- 前方不注視による追突事故の防止

| 月 | 実施重点 | 実施上の着眼点と配意事項 | 一般的な指導事項（国土交通省告示） | 巡回指導等 | 安全対策会議等 |
|----|-------------------------------------|---|--|--|--|
| 4 | I 乗務前、乗務後の対面点呼の確実な実施 II 後突事故防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○対面点呼でアルコール検知結果、健康状態及び運転免許証を目視で確認する。 ○乗務前、乗務後の対面点呼直前にアルコール検知を実施する。 ○「安全ハンドブック」等を活用した事故防止を指導する。 ○乗車・バック手順（下車確認）に従った各項目の安全確認を指導すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ○トラックを運転する場合の心構え 貨物を安全、確實に輸送することが社会的使命であることを認識させる。 事業用自動車による交通事故が社会に与える影響の大きさ及び他の車両の模範であるべきことが使命であることを認識させる。 | ○店舗巡回 | ○安全衛生委員会 |
| 5 | I 高速道路の事故防止 II 日常点検の確実な実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○安全な走行速度、車間距離の保持、路肩停止車両に注意するよう指導する。 ○チャート紙等からの速度・連続運転・休憩時間の取得等を確認し指導する。 ○タイヤの磨耗、ナットの緩み、灯火類等に異常の有無を点検させる ○点検結果の記録と整備必要箇所を確認し修理する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項 貨物自動車運送事業法、道路交通法及び道路運送車両法に基づき事業用自動車運転者が遵守すべき事項を理解させる。 規定に基づく日常点検の実施及び適切な運転姿勢での運転的重要性を理解させ、それを怠つたことによる事故が発生した際に事業者及び運転者が受けける罰則、処分及び措置及び交通事故が加害者等に与える心理的影響を説明することにより確認させる | ○店舗巡回 | ○安全衛生委員会 |
| 6 | I 雨天時の事故防止 II 単独事故防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○雨天時の安全走行指導（速度ダウン、車間距離保持、視界・路面状態に応じた運転） ○指差呼称の徹底と検証の実施 ○トラックの特性（車両の高さ・幅・長さ・死角等）を理解させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○トラックの構造上の特徴 トラックの車高、視野、死角、内輪差及び制動距離等が他の車両と異なること及び運搬中貨物が事業用自動車の運転に与える影響を確認させる。 トレーラーを運転する際に留意すべき事項及び貨物の特性を理解した運転を理解させる。 コンテナを運搬する事業者にあってはコンテナラックの重要性を理解せるとともにロッカ不備に起因する交通事故の事例の説明と構造上の理解させる指導の徹底する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○店舗巡回 ○運転事故発生店舗 | <ul style="list-style-type: none"> ○名鉄運輸グループ安全担当者会議 ○安全衛生委員会 |
| 7 | I 新人乗務員に対する指導教育 II 追突事故防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○実車を用いてトラック構造上の特性（オーバーハング・内輪差等）を指導する。 ○単独乗務許可は添乗指導実施要領に基づき厳格に審査すること。 ○前方を注視し運転に集中させる。（地図・伝票等を見ない、喫煙しないよう指導） ○走行速度に応じた、安全な車間距離を保持するよう指導する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○貨物の正しい積載方法 偏荷重が生じない積載方法、荷崩れしない貨物の固縛方法 偏荷重が生じている場合の不安定停止、遠心力による傾き等を理解させる。 軸重違反を防止するための積載方法を理解させる。 | | ○安全衛生委員会 |
| 8 | I 過労運転の防止（自主健康管理を指導） II 過積載運行の厳禁 | <ul style="list-style-type: none"> ○対面点呼により健康状態を確実に確認する。 ○法令遵守による安全な運行を確保する。 ○過積載運行の危険性を熟知させ、運行管理を徹底する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○過積載の危険性 過積載に起因する交通事故の実例を説明し、過積載が制動距離及び安定性等に与える影響を理解させる。 法令に基づき荷主が遵守すべき事項、運転者及び事業者が受けける過積載に対する罰則、処分を理解せるとともに事業者、運転者や荷主に対する処分についても理解させる。 | | ○夏季一斉点検（運行） |
| 9 | I 日没時の安全走行 II 交差点事故防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○早めの前照灯点灯と安全速度での走行を指導する。 ○夕暮れ時の歩行者（高齢者・子供）、自転車に注意することを指導する。 ○見通しの悪い、無信号交差点での一時停止、徐行を指導する。 ○右・左折時の余行を実践させ、安全確認を徹底させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○危険物を運搬する場合に留意すべき事項 消防法等の規制法令に基づき運搬する危険物の性状を理解させ、運搬中に危険物が飛散又は漏えいした場合の安全確保のため取るべき方法を指導する。 該当する事業者にあってはタンクローリーを運転する際に留意すべき事項を指導する。 危険物に該当する貨物および運搬前の安全確認について理解させる。 | ○店舗巡回 | ○安全衛生委員会 |
| 10 | I 飲酒・無免許運転の防止 II 後突事故防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○点呼前におけるアルコール検知の確実な実施と仮眠室の点検を徹底する。 ○運転免許証の有効期限を確実に確認する。 ○「安全ハンドブック」等を活用した事故防止を指導する。 ○乗車・バック手順に従った各項目の安全確認を指導すること。 | <ul style="list-style-type: none"> ○適切な運行経路及び当該経路における道路及び交通の状況 あらかじめ通行する道路、交通状況を把握させ、安全運転するために留意すべき事項を指導し、ヒヤリ・ハット体験を説明し理解させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○店舗巡回 ○運転事故多発店所重点指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○名鉄運輸グループ安全担当者会議 ○安全衛生委員会 |
| 11 | I 高速道路の安全走行 II 単独事故防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○チャート紙等による連続運転時間、運転離脱時間の確認と指導の徹底 ○高速道路安全運転5原則（安全速度守る・車間距離保持・割込み禁止・脇見をしない・路肩を行わない）を遵守させる。 ○チャート紙等からの速度・連続運転・休憩時間の取得等を確認し指導する。 ○指差呼称の徹底と検証の実施 ○トラックの特性（車両の高さ・幅・長さ・死角等）を理解させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 強風等の悪天候が運転に与える影響、内輪差等トラックの運転に関して生ずる危険について、危険予知訓練の手法等を用いて理解させる。 注意喚起手法として社内ルールや指差呼称を体得（社内ルールDVDの活用）させる。 事故発生時等の緊急時における対応方法を理解させる。 | <ul style="list-style-type: none"> ○店舗巡回 ○運転事故発生店舗 | ○安全衛生委員会 |
| 12 | I 繁忙期における事故防止 II 交差点事故防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○乗務前の対面点呼による飲酒・過労の有無を確認する。 ○指差呼称の徹底指導と「声掛け」の実施 ○無信号交差点通過手順について指導し実践させる。 ○左折巻き込み、右折時のサンキュー事故の防止について指導する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○運転者の運転適性に応じた安全運転 適性診断結果に基づき、運転者の運転行動の特性を把握し、運転者のストレス等、心身の状態に配慮した適切な指導を行う。 適性診断の結果に基づく個々の運転者の運転行動の特性の理解と指導の徹底をする。 | | ○冬季一斉点検（運行） |
| 1 | I 冬季走行指導 II 追突事故防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○タイヤチェーンの携行、冬用タイヤの装着状況を点検する。 ○速度、車間距離、制動方法、異常気象時の対処について指導する。 ○車間距離保持、安全速度、脇見運転の禁止を指導する。 ○社内ルールの徹底とゆとりを持った運転の励行を指導する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○交通事故に関する運転者の生理的、心理的要因及びこれらへの対処方法 長時間連続運転等による疲労の生理的要因並びに慣れ、運転技能への過信による集中力の欠如等の心理的要因が事故を起こすことを理解させる。 管理者の改善基準告示の遵守と運転者を含めた勤務時間及び乗務時間の理解の徹底。 飲酒運転、酒気帯び運転及び覚せい剤等の使用禁止の徹底する。 | ○運転事故発生店舗 | <ul style="list-style-type: none"> ○安全衛生委員会 ○安全祈願 |
| 2 | I 降雪、凍結道路の運転事故防止 II 健康管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○急加速、急ハンドル、急ブレーキの危険性を指導する。 ○タイヤチェーン、冬用タイヤの確実な使用と目的地の事前情報の収集 ○私生活での自己健康管理を指導し、業務の安全を確保する。 ○健康診断結果に基づき健康指導を実施する。（早期発見、早期治療の促進） | <ul style="list-style-type: none"> ○健康管理の重要性 疾病が交通事故の要因となるおそれがあることを理解させ定期的な健康診断結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させる。 ストレスチェック等に基づき精神面の健康管理の重要性を理解させる。 | | ○安全衛生委員会 |
| 3 | I 過労運転防止 II 年度末繁忙期における安全運転指導 | <ul style="list-style-type: none"> ○ドライバー個人の出勤時間・稼働時間を把握し、個別に運行管理を徹底する。 ○運転中に眠気を感じたときの休憩と、体調不良時は必ず報告するよう指導する。 ○繁忙期における安全運転と防衛運転について指導する。 ○「安全ニュース」「安全ハンドブック」を活用した事故防止を指導する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○安全性の向上を図るために装置を備える事業用自動車の適切な運転方法 安全性の向上を図るために装置を備える事業用自動車を運転する場合において当該装置への過信及び誤った使用方法が交通事故の要因になる恐れがあることについて事例を用いるなど、適切な運転方法を理解させる。 | ○運転事故多発店所重点指導 | ○安全衛生委員会 |